

九十九里町海の家等適正利用年度計画

1. 計画の目的

九十九里町海の家等適正利用基本計画に基づき、令和7年度計画を策定し、海の家等の計画的な利用を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3. 海水浴場の開設場所及び開設期間

①片貝海水浴場

令和7年7月1日から令和7年8月31日まで（62日間）

②不動堂海水浴場

令和7年7月1日から令和7年8月31日まで（62日間）

4. 各種関係法令に基づく許可予定期間

令和7年6月1日から令和7年9月30日まで

5. 海水浴場全域の平面図並びに公益施設及び海の家等の配置図

別紙のとおり

6. 海の家等出店者募集方法

片 貝：既存出店者から募集

不動堂：既存出店者から募集

7. 海の家等の設置基準

（1）設置面積

① 設置面積は、1軒あたり500㎡以内とする。

※キッチンカーの出店をする場合、キッチンカーの占有面積を含む

② 排水施設、電気設備等付帯設備についても全てこの中に納めるものとする。

(2) 設置軒数

片貝 : 6 軒 (うちレンタル方式 1 軒)

不動堂 : 2 軒

(3) 設置場所

設置場所は、別紙に定める。(特定の者が同一の場所にとどまることのないよう毎年抽選とする。)

(4) 設置期間及び営業期間

①設置期間は、海水浴場開設期間とその前後(準備及び撤去に要するそれぞれ最大 1 か月間)に限る。

②営業期間

ア 各海水浴場開設期間

イ 令和 7 年 9 月 1 日(月)から令和 7 年 9 月 15 日(月・祝)まで

※海水浴場開設期間外であるが、「海岸利用者の利便施設」としての営業期間とする

(5) 建物の構造

海岸法に規定する占用等の許可申請に係る審査基準第 7 条の規定による。

(6) その他

① 県及び町の規定する基準・指針等を遵守し、来遊者に不快感をもたらす客引き行為は行わないこと。

② 上記に定めのない事項については、海岸法に規定する占用等の許可申請に係る審査基準及び千葉県海岸に関する行政指導指針による。

8. その他

この計画に定めるもののほか、適正な利用に関し必要な事項は、九十九里町海の家等適正利用調整会議において協議のうえ別に定める。